中小連結法人税額控除限度超過額の計算」を削り、「第十一項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」及び「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「この款及びに」を「この款及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「並びに」を「及び」に、「）並びに」を「）及び」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十八項を削る。

第六十八条の九の二を削る。

第六十八条の十第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第六十八条の十第二項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「前条第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に、「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、次条第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（同条第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」を「同じ」に改め、同条第五項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第一項第一号イ」を「第一項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の三」及び「、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と」を削り、同条第十五項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第七項中「法人税の額（この項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十二項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第二十一項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十三第一項中「当該新設又は」を「当該新設若しくは」に、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十四項中「第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第九項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十四第一項中「場合（」の下に「継続的に実施されることが確保される特定事業として財務省令で定めるものの用に供する建物及びその附属設備以外のものを」を加え、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十三項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第十一項」を削り、同条第六項中「及び次項」を削り、「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に改め、「及び第六十八条の九の二」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第七項から第十一項まで」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十八条の十五第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、前条第二項、第三項及び第五項、次条、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する調整前連結税額をいう」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第七項から第十一項まで」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十八条の十五の二第一項中「（その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、各連結事業年度」を「が、適用年度」に、「第二号及び次項」を「以下この条」に、「ものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という」を「各連結事業年度に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「当該連結親法人及びその各連結子法人が」を「その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が」に改め、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する調整前連結税額をいう」に、「こ